

## 第7回 新潟市地域自治委員会 会議概要

日 時：平成18年7月6日(木)

午後6時半～8時半

場 所：本館6階 執行部控室

出席者： 【委員】50音順

石附 幸子	CAP・にいがた代表
会長代理 小川 竹二	豊栄地区地域審議会会長
河田 珪子	うちの実家代表
木戸 八一	公募委員
塩田 誼	公募委員
眞谷 誠祐	新潟市・新潟地区小中学校PTA連合会会長

【事務局】

広橋 正博	社会福祉協議会事務局長(地域自治部会長)
長谷川裕一	市民協働推進担当部長(地域自治副部会長)
中澤 晃一	政策推進担当課長
丸山 賢一	法務担当課長
寺田 稔	政策推進員
川崎 泰	企画課主幹 ほか

---

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容の検討について

#### 小川会長代理

それでは、先回会議にて配布済みの「資料5 (仮称)新潟市自治基本条例の基本的枠組(盛り込むべき項目及びその内容)について(案)」を基に、第1章から順次検討を行いたい。

#### 塩田委員

具体の検討に入る前にまず意見を述べたい。

本条例の検討スケジュールに関して、十分な期間をかけて検討すべきであり、施行を政令市移行時と決めて急ぐ必要はないとの意見があった。また一方で、本条例は、合併マニフェストの基本理念である「分権型政令市」の根幹を担うものであり、区自治協議会の設置と合わせて施行すべきとの意見があった。

新潟市のホームページを見ると、これまでの庁内検討の経過を公表し市民の意見を募集している。検討経過は過程情報であり、今までの行政のスタンスでは公表されてこなかつ

たものである。市の姿勢として良いことだと思う。今後はパブリックコメントも予定されており、こうした取組みを市民意見の聴取の一端を担っているものと考えて良いのではないかな。

合併された側の人間としては、是非、政令市移行時の施行を目指して検討を進めていきたいと思う。

#### **小川会長代理**

先の会議において、田村会長からも、もっと検討に時間をかけるべきではないかというご意見を頂いているが、私としては、本条例の政令市移行時施行は合併時の約束事だと考える。

本委員会において、早く審議決着できれば、9月～10月の期間を住民説明会などに費やしてよいのではないかな。

本条例は区自治協議会の基となる条例でもある。

#### **石附委員**

私の最初の感覚としては拙速すぎないかという感がある。条例内容を執行部等がしっかりと規定しても住民の想いが反映されないのではないかな。

合併時の約束という点は理解できるが、自治体の憲法を定めるのに余りにも時間が足りないと感じる。

#### **小川会長代理**

合併時の約束事がしっかりと果たされているかチェックするのが地域審議会である。本条例の検討においても、地域審議会を十分に活用すべきと考える。

本委員会としては、あらゆる方策を尽くし最大限の努力をする。前倒しで審議を進め、市民の側に本条例を共有するための時間を確保することが必要である。我々から、検討スケジュールについて退がるものではないと考える。

#### **木戸委員**

前回の会議も経ていることであるし、敢えてここで反対はしない。しかし、実情として旧新潟市域には、一区などと異なり自治組織といった素地がないとみている。前回議論の中では、政令市移行時を目指して検討を進めてみて、議論尽くせず検討が不足ということであれば仕方がないという感覚であったと思う。

旧新潟市域に住む私のことを例にとると、残念ながら区自治協議会準備会の立ち上げのことを知らなかった。どんな啓発をしたのか伝わってこないのが実情である。委員という立場柄、情報収集を行なっているつもりであったが、私においてもこの状況であるから、通常の旧新潟市民の皆さんの意識は地域自治というものに追いついていないのではないだろうか。

市民が本条例をどういう風に知ったかが重要であり、周知する過程をしっかりと踏めばこの進め方でも問題はないのかと思う。

#### **小川会長代理**

政令市移行後は、各区の自立が重要である。遅れている地域もあると思うが、それを進んでいるところが引っ張ることも必要ではないだろうか。

条例をどういう風に市民に知らせるかは大きな課題であり、移行後は各区の努力が求められる。

#### **河田委員**

政令市移行と同時に本条例が出来あがっていいと思う。なぜならば、自治体の憲法である本条例があることで、分権型という意味が市民の方に伝わり理解されると思う。

また、検討の時間が長いからといって、その目的を果たす期間がなければ意味が無いものと思う。

#### **小川会長代理**

少し条例の中身の話となるが、合併を経て政令市に生まれ変わる新潟市の場合は、区の自治の部分を苦勞してでも書き込まねばならない。

また、政令市のような大きな自治体では後からまとめ上げることは非常に困難であるだろう。合併という機を捉え、本条例制定への動機づけが肝要である。

#### **石附委員**

各委員のご意見は理解できた。本委員会において、本条例の周知の部分関しても議論したいし、また必要であると思う。

#### **塩田委員**

事務局に伺うが、議会に対しても本条例の検討資料などを提示しているか。

#### **寺田政策推進員**

当室を所管する総務常任委員会協議会に対して一回説明を行っている。議会に関する規定の部分もあり、議会が本条例の施行時期をどう考えるのかも必要である。また、もちろん決定権は議会にある。

#### **眞谷委員**

本委員会が議会に対して具体的に何かできる訳ではないが、来年4月の市議選挙においては、区民が区を動かすという感覚を持った人物が出てきて欲しいと願う。本条例に定めるような、区の自治とは何たるかを争点として、選挙を経た議員が出てくるべきと考える。

#### **小川会長代理**

本員会としては、政令市移行時に間に合うように準備を進めるべきと思うがいかがか。

#### **石附委員**

本日欠席であるが、田村会長のお考えはどうか。

#### **寺田政策推進員**

他自治体と比較すると検討の期間が短いことは否めず、会長個人的にはもっと時間をかけるべきと思うが、本委員会全体の総意を否定するものではない、と承っている。

#### **小川会長代理**

それでは、本委員会においては政令市移行時の施行を見据えて、可能な限り審議を進めることとする。

続けて、内容の審議に入るが、前文の中身は各項目との整合性を図る必要があることから、最後に検討することとする。それでは各委員のご意見をお願いしたい。

～以下は検討項目ごとに整理を行ったため、発言順序は若干入れ替えを行なっております～

### 《第1章 総則》

条例目的について

#### **小川会長代理**

市民自治の実現こそが目的であり、そのためには市民、議会及び執行機関の三者の責務と役割を本条例に定めることが不可欠である。

用語の定義について

#### **寺田政策推進員**

市民の定義は後半の権利の部分にも関係してくる。最近では、市政には訪れる人も関わることから、広く市民の定義を定める事例が多い。

#### **眞谷委員**

市民の定義は、ひいては区民にも関わる。川崎市では区民会議という条項もある。

例えば、区民でない人が区自治協議会の委員になることも想定されるのではないか。

#### **寺田政策推進員**

まず、区自治協議会は、個別に設置条例を制定し詳細を定め、その根拠は自治法に由来することとなる。

自治法では「住所を有する者」と規定している。

#### **眞谷委員**

区自治協議会の委員には住所を有する者しかないとすると、例えば、東新中学のPTA会長などは、中学校区が区域をまたがるため、住んでいるところ、所属する小学校区により区自治協議会の委員となれない場合もありえるが。

#### **川崎企画課主幹**

区自治協議会の委員には、個人を資格としているものと団体を資格としているものがある。団体の代表者が区域内に住所がない場合でも、団体の活動地域と主たる事業所の住所が区域と一致していれば委員となることができる。

区自治協議会は法律の規定によるもので、地域自治区、当市であれば行政区に住所があることを要件としており、団体についても法人格の有無により取扱いが異なる。

条例案の策定にあたっては、今後文言を整理していくつもりだ。

条例の位置づけについて

#### **塩田委員**

最高規範性は他の自治体の条例でも定められているものなのか。もう少し柔かい言葉はあるか。

#### **寺田政策推進員**

他自治体においても通常定められているものが多い。

原案としては、最高規範性という文言は盛り込んでいない。また、規定する位置についても前文中とする考え方もある。本条例は自治の基本を定めるものであるから、例え明文化しなくとも実質的には最高規範という扱いになるう。

#### **木戸委員**

今後、新潟市の条例の整備は、本条例の趣旨に基づき行なわれることとなるので、最高規範性という性格については触れるべきであろう。

#### **眞谷委員**

規定の位置は違えども、静岡市や川崎市でも定めている。

最高規範と定めることに法律的な根拠はあるのか。

**丸山法務担当課長**

条例の制定は地方自治法や憲法に基づくものであり、定め方については「法律の範囲内で」とされており、条例相互の上下関係といった位置づけを謳う規定はない。

**塩田委員**

最高規範性といった文言で定めると、憲法のような不変性をイメージし、市民が心配するのではないか。

**寺田政策推進員**

条例の体系を考えると、自治の基本を定める本条例が必然と上位にあらねばならない。

**眞谷委員**

条文中においては「最大限の尊重」を謳い、最高規範性という文言は精神・理念として前文中に定めることが良いのではないか。

**小川会長代理**

法律的な上限関係の規定はないけれども、ここでは「最大限尊重する」ことを盛り込んでいくこととする。

基本理念について

**河田委員**

川崎市の定め方が分かり易い。近年の共同体のあり方が良く整理されていると思う。

**小川会長代理**

ここで、基本的人権の尊重について盛り込まなくてはならない特段の理由はあるのか。新潟市の既存の他条例においても定めてある事項か。

**丸山法務担当課長**

近い理念を定めたものとして「男女共同参画推進条例」が挙げられるが、実際に他の条例も含めて条項に基本的人権の尊重が規定されているかは調べさせていただく。

**河田委員**

川崎市では「個人の尊厳の尊重」にまで踏み込んでいるが。

**寺田政策推進員**

原案においても踏まえていることは同様のものである。

**河田委員**

市民に分かり易い言葉で伝えなくてはならない。

**木戸委員**

現在、逐条審議のように議論が進められているが、ここでは盛り込むべき項目を検討することと解してよいか。

**小川会長代理**

そのとおり、盛り込むべき項目について意見を頂きたい。

**眞谷委員**

「責任も自らが持つ」とは具体的にどのようなことを想定しているか。

**小川会長代理**

権利を有する一方で責任も有するということがか。

**寺田政策推進員**

自分たちで決めたことは自分たちが責任を負うということ。例えば、ある政策において

財政負担を要する手法を選択したならば、財政負担を負うべきということ。

**眞谷委員**

現在、新津は区名問題で揺れている。これが原因で政令指定都市に移行できなかったとすれば、その責は誰が負うのか。理念は理解できるのだが、実際に明文として規定されると難しい感じがする。

**河田委員**

身近な例で言えば、施設の建設ばかりを求めれば負担もでるといふことか。

**寺田政策推進員**

当該部分は、住民自治というよりも団体自治に関わる部分であり、市や区を対象とした規定である。

**広橋地域自治部会長**

補完性の原理を突き詰めれば、国、県、市、区にとどまらず、その先の市民にも及ぶ。

**塩田委員**

本条例の基本理念として留意することは、分権型がしっかりと担保されているかといった点であろう。

**小川会長代理**

自助、共助、公助の定め方について工夫を要する。

**寺田政策推進員**

川崎市の第4条第1項は、定め方により自治法に抵触する恐れがあることをご確認いただきたい。

**小川会長代理**

当該部分は、書き方として文章一つではなかなか理解しにくいようだ。条文案を作成する際にはできる限り箇条書きとすることを検討する必要がある。

自治の基本原則について

**小川会長代理**

情報共有の原則など、書かれていることはごく当たり前のこと。これを本当の意味で理解するためには実践を要する。

**石附委員**

「市民が保有する情報」をも対象とするとはどういう意味か。

**寺田政策推進員**

市民と市が協働する際には、市民が市の情報を必要とするように、市も市民の立場といった市民側の情報を必要とする。市民の団体同士が協働しようとする場合も同じく互いの情報を必要とする。決して個人情報といった意味ではない。

**石附委員**

参加と協働を機能させるものということか。

**眞谷委員**

参加と参画の違いは何か。

**寺田政策推進員**

定義において、「参加」を「参画」よりも広義に定めている。

**眞谷委員**

一般的には参画の方がより一歩進んだ主体的なイメージがするのだが。

**広橋地域自治部会長**

「参加」とは何であるか、「参画」とは何であるかをもっと分かりやすく書く必要があるだろう。

**寺田政策推進員**

参加は参画を含むものとして、定義の中で規定の仕方を工夫させていただく。

《第2章 各主体（市民，議会及び執行機関）の責務等について》

**木戸委員**

項目として本条例に是非盛り込むべきであろう。

**眞谷委員**

議会側の検討方法として、執行部側から案を示すことを予定しているのか。

**中澤政策推進担当課長**

本条例の検討過程などの事項は総務常任委員会へご報告させていただくこととしている。議会の部分の検討については、議会側において進め方を含めて検討していただきたいと考えている。

**石附委員**

市民検討会やパブリックコメントを経た条例案が、議会で大きく変わることも有り得るのか。

**広橋地域自治部会長**

パブリックコメントを行なう際は、ある程度議会に関する部分も予め盛り込んでおかななくては、小さなものから大きなものまで、あらゆる範囲の意見や批判が寄せられるであろう。

**寺田政策推進員**

パブリックコメントの実施の際も、議会側に対してどうするのか考え方をお聞きしてから行ないたいと思う。

**眞谷委員**

議会へは他自治体の事例を例示する程度か。

**広橋地域自治部会長**

ある程度、盛り込むべきことの範囲を執行部側から明示しなくては、市民の納得は得られないだろう。

**寺田政策推進員**

パブリックコメントを実施する際は、議会部分を削除するのかどうかを含めて議会側に確認したいと思う。最終的には議会側が判断すべき事柄である。

**小川会長代理**

本委員会としては、市民自治の実現を図るためには、市民の代表である議会についても、本条例にしっかり定めることが重要であるとの意見が出されたことは議会側へ伝えていただきたい。

**寺田政策推進員**

本委員会において、議会に関する部分を全く検討しないという訳ではない。本委員会の

意見として議会側へお伝えすることはできると思う。

以上

3 会議資料

資料4 (仮称)新潟市自治基本条例の基本的枠組(案)の概要

資料5 (仮称)新潟市自治基本条例の基本的枠組  
(盛り込むべき項目及びその内容)について(案)